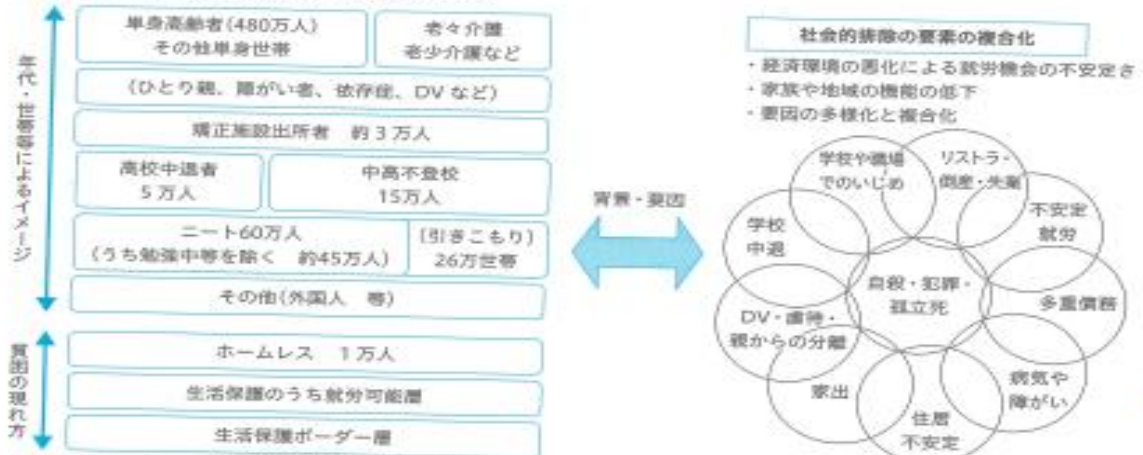


# 貧困に対する支援

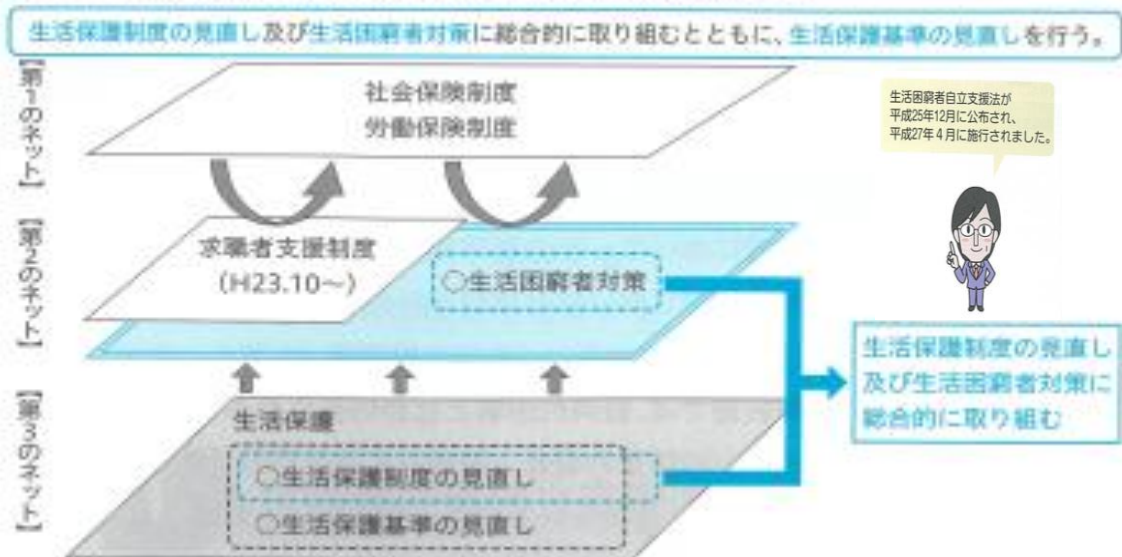
22期 受験用

図5-2 生活困窮の要因の複合化のイメージ



出典：北海道総合研究調査会「生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き（平成25年度セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉推進事業）」p.22, 2014.

図5-1 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像



出典：厚生労働省社会・福祉局地域福祉課生活困窮者自立支援室「生活困窮者自立支援制度について」（平成27年7月）、p.5

1-63 「生活保護の被保護者調査（令和2年1月分概況、厚生労働省）による次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 被保護世帯は、前年より一貫して増加しており、200万世帯を超えている。
- 2 保護の開始の主な理由のうち、最も多いのは「傷病による」である。
- 3 保護の廃止の主な理由のうち、最も多いのは、「働きによる収入の増加・取得・働き手の転入」である。
- 4 保護の種類別に扶助人員を見ると、「生活扶助」の占める割合が最も高い。
- 5 被保護世帯で最も多いのは、障害者・傷病者世帯である。

1-63 「生活保護の被保護者調査（令和2年1月分概況、厚生労働省）による次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 被保護世帯は、前年より×一貫して増加しており、200万世帯を超えている。  
⇒○横ばいであり、150万世帯を超えている。
- 2 保護の開始の主な理由のうち、最も多いのは×「傷病による」である。  
⇒○貯金等の減少・喪失
- 3 保護の廃止の主な理由のうち、最も多いのは、×「働きによる収入の増加・取得・働き手の転入」である。⇒○死亡
- 4 保護の種類別に扶助人員を見ると、「生活扶助」の占める割合が最も高い。  
注意！ 人員数の順序と、費用額の順序は違う。
- 5 被保護世帯で最も多いのは、×障害者・傷病者世帯である。  
⇒①高齢者世帯、②障害者・傷病者世帯

第30回～第28回、第26回、第24回でも出題

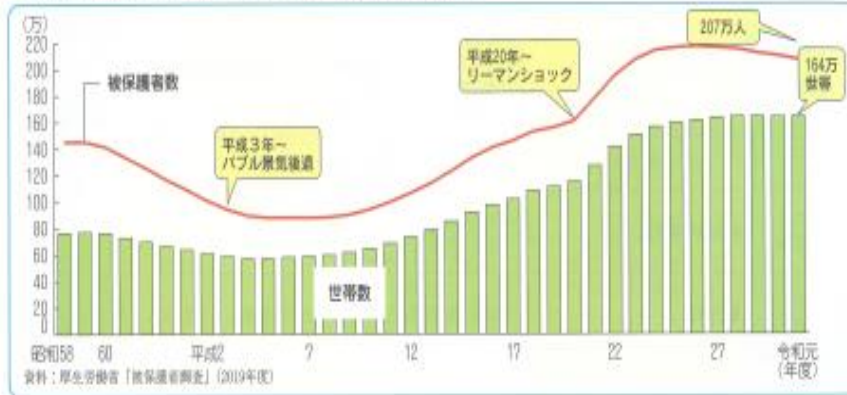
▶生活保護の統計

令和2年度：約205万人（保護率1.63%） 164万世帯



令和元年度1か月平均の被保護者数は約207万人（保護率1.64%）、被保護世帯数は約164万世帯です（平均世帯員数は約1.3人）。

●「被保護者数」と「被保護世帯数」（1か月平均）の年次推移



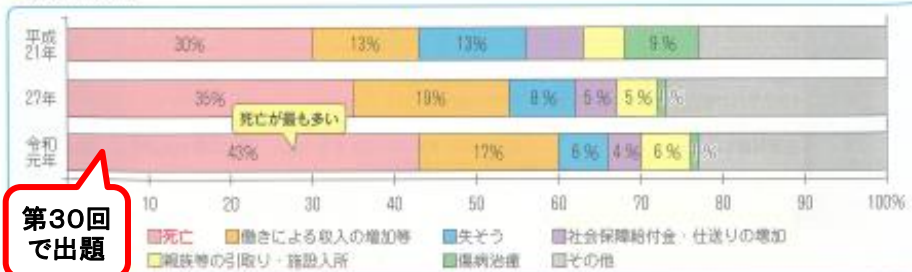
●保護開始理由

第30回で出題

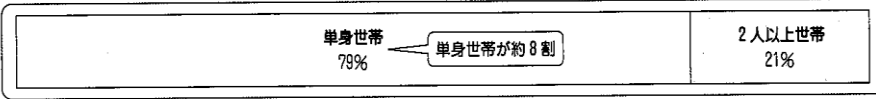


●保護廃止理由

第30回で出題



世帯人員別

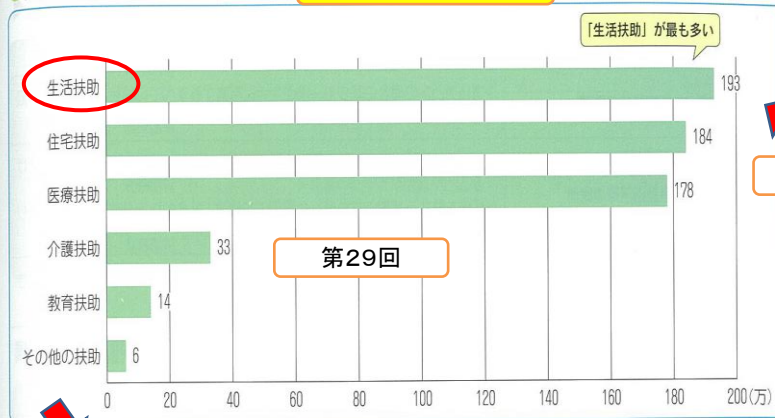


世帯類型別



● 保護の種類別扶助人員 (平成27年度)

令和元年度も同じ順位



● 生活保護費扶助別内訳 (平成27年度)



資料:「生活保護費負担金事業実績報告」

1-64 日本における社会保険と公的扶助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会保険の目的は、救貧機能である。
- 2 社会保険は、必要に応じて個別に給付される。
- 3 公的扶助は、税金を払っていることを条件としている。
- 4 公的扶助は、画一的に給付される。
- 5 公的扶助の中心的な制度である生活保護は、生活困窮に陥った原因の如何にかかわらず、生活困窮の事実に基づいて給付される。

1-64 日本における社会保険と公的扶助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会保険の目的は、**×救貧機能**である。→○**防貧機能**
- 2 社会保険は、**×必要に応じて個別に**給付される。→○ **画一的に**
- 3 公的扶助は、税金を払っていることを条件としている。→**×**  
⇒**社会保険は保険料を払っていることが条件だが、  
公的扶助は税金の支払いが要件ではない。**
- 4 公的扶助は、**×画一的に**給付される。→**必要性に応じて個別に  
「必要即応の原則」**
- 5 公的扶助の中心的な制度である生活保護は、生活困窮に陥った原因の如何にかかわらず、生活困窮の事実に基づいて給付される。  
⇒**無差別平等の原理**

1-65 生活保護法が規定する基本原理、原則に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 日本国憲法第25条の生存権理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することを目的としている。
- 2 生活保護制度では、生活困窮者の信条、性別、社会的身分等による差別的な取扱いを禁じている。
- 3 土地や家屋などの資産を処分しなければ、生活保護を受給することができない。
- 4 生活保護の申請ができる者は、要保護者、その扶養義務者、その他の親族である。
- 5 保障される最低限度の生活は、肉体的能率が維持できるものでなければならない。

▶ 原理・原則		生活保護法 1950（昭和25）年公布	第26回～連続出題
基本原理	第1条	国家責任の原理	● 憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、 <u>その自立を助長する</u> <b>第30回</b>
	第2条	無差別平等の原理	● すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、保護を無差別平等に受けることができる ● 保護を要する状態に立ち至った原因の如何や、社会的な身分や信条などにより優先的または差別的に取り扱われることはない
	第3条	最低生活の原理	● 保障される最低限度の生活は、 <u>健康で文化的な生活水準</u> を維持することができるものでなければならない
	第4条	保護の補正性の原理	● その利用し得る <u>資産、能力</u> その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる ● <u>民法に定める扶養義務者の扶養</u> が生活保護法による保護に優先して行われる
保護の原則	<b>第30回、第29回、第27回</b>		
	第7条	申請保護の原則	● 「 <u>要保護者</u> 」「 <u>扶養義務者</u> 」「 <u>同居の親族</u> 」の申請に基づいて開始する ● 急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる <b>第30回、第29回、第27回</b>
	<b>第34回、第30回、第27回</b>		
	第8条	基準および程度の原則	● 保護は、 <u>厚生労働大臣の定める基準</u> により測定した要保護者の需要をもととして行う ● 基準は、必要な事情を考慮した <u>最低限度の生活の需要を満たすに十分な</u> ものであって、かつ、 <u>これを超えないもの</u> でなければならない
	第9条	必要即応の原則	● 要保護者の年齢別、性別、健康状態などその個人または世帯の実際の必要の相違を考慮して、 <u>有効かつ適切</u> に行う
	<b>第30回、第28回、第27回</b>		
第10条	世帯単位	● <u>世帯単位</u> を原則とする。これによりがたいときは、 <u>個人を単位</u> とすることもできる	



1-65 生活保護法が規定する基本原理、原則に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 日本国憲法第25条の生存権理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することを**目的**としている。→**自立助長も目的としている。1条**
- 2 生活保護制度では、生活困窮者の信条、性別、社会的身分等による差別的な取扱いを禁じている。**2条 無差別平等の原理**
- 3 土地や家屋などの資産を処分しなければ、生活保護を受給することができない。× **4条 保護の補足性の原理**  
→**売却が基本だが、資産が生活維持のために活用され、処分するより利用している方が自立助長に実効的な場合は保有できる。**
- 4 生活保護の申請ができる者は、要保護者、その扶養義務者、その他の親族である。× → **「その他の同居の親族。」職権保護もある。7条 申請保護の原則**
- 5 保障される最低限度の生活は、肉体的能率が維持できるものでなければならない。× → **健康で文化的な生活水準を維持することができるもの 3条 最低生活の原理**

1-66 事例を読んで、生活保護制度と介護保険制度との関係について、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

Gさん（64歳、男性）は、脳内出血で右半身麻痺のある兄のHさん（71歳、無年金、要介護3）と、医療扶助を含む生活保護を受けながらP市内のアパートで生活している。Gさんは腰痛がひどく、兄の介護を十分に行うことができないため、Hさんは介護保険制度の訪問介護を利用している。

- 1 Hさんが利用している訪問介護の自己負担金は、介護扶助で賄われている。
- 2 Hさんが利用している訪問介護の費用は、介護扶助で賄われている。
- 3 Hさんの介護保険料は、介護扶助に含まれている。
- 4 Gさんは、P市を保険者とする介護保険の第2号被保険者である。
- 5 Gさんの介護扶助は、原則、金銭給付で行われる。

1-66 事例を読んで、生活保護制度と介護保険制度との関係について、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

Gさん（64歳、男性）は、脳内出血で右半身麻痺のある兄のHさん（71歳、無年金、要介護3）と、医療扶助を含む生活保護を受けながらP市内のアパートで生活している。Gさんは腰痛がひどく、兄の介護を十分に行うことができないため、Hさんは介護保険制度の訪問介護を利用している。

- 1 Hさんが利用している訪問介護の自己負担金は、介護扶助で賄われている。
- 2 Hさんが利用している訪問介護の費用は、介護扶助で賄われている。×  
⇒保護の補足性の原理/9割は介護保険、1割は介護扶助
- 3 Hさんの介護保険料は、介護扶助に含まれている。  
⇒× 生活扶助
- 4 Gさんは、P市を保険者とする介護保険の第2号被保険者である。  
⇒× 医療扶助⇒医療保険未加入⇒第2号被保険者ではない。
- 5 Gさんの介護扶助は、原則、金銭給付で行われる。  
⇒ × 医療扶助と介護扶助は、原則、現物給付（サービス）

第27回、第31回

## 8つの扶助

8つに分かれる生活保護は利用者のニーズに応じて	① 出産扶助	金銭給付	子どもを出産する費用	出産
	② 教育扶助	金銭給付	義務教育にかかる費用	学校
	③ 生業扶助	金銭給付	職業訓練など仕事にかかる費用	就職
	④ 住宅扶助	金銭給付	家賃などにかかる費用	独立
	⑤ 生活扶助	金銭給付	日常生活費	生活
	⑥ 医療扶助	現物給付	医療にかかる費用	病気
	⑦ 介護扶助	現物給付	介護にかかる費用	介護
	⑧ 葬祭扶助	金銭給付	葬式にかかる費用	死亡

高校の学費

生まれてから、独立して死を迎えるまでのライフイベントの流れで覚えておくと忘れにくい

介護保険料

第31回-65-1



2-63 生活保護制度における保護の種類と範囲に関する次のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 生活扶助の第1類費は世帯の共通の経費であり、第2類費は個人が消費する費用である。
- 2 高等学校の授業料は、教育扶助により給付される。
- 3 住宅扶助は、原則、現物給付により行われる。
- 4 医療扶助には、転院の際の移送費が含まれている。
- 5 葬祭扶助は、原則、現物給付により行われる。

種類	内容	
生活扶助	生活扶助の範囲	①衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送
	生活扶助の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として金銭給付によって行う（必要があるときは、現物給付も行うことができる）</li> <li>●保護金品は、原則として1月分以内を限度として前渡しする</li> <li>●居宅において生活扶助を行う場合は、世帯単位に計算し、世帯主に交付する（必要があるときは、被保護者個々に交付できる）</li> <li>●施設介護を受けている場合は、施設の長に対して交付することができる</li> </ul>

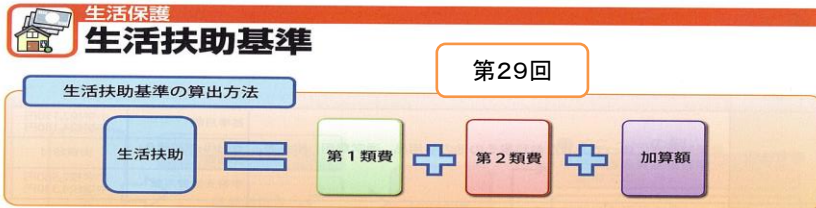
生活扶助費は、「第1類」＋「第2類」＋「各種加算」により算出されます。



第29回の問題では、第一類と第二類について詳しく出題されている。  
**第一類**→所在地域区分ごと、性別によらず、年齢別に。  
**第二類**→世帯人員別、受給期間ではなく地域別。

種類	内 容	
第1類	●食費・被服費等の個人単位の経費（年齢別に設定されている）	
第2類	●光熱費、家具什器等の世帯単位の経費（世帯人員別に設定されている）	
冬季加算	●冬季の暖房費など（平成27年10月より地区別に期間が異なる） ●I・II区（10～4月）、III・IV区（11～4月）、V・VI区（11～3月）	
入院患者日用品費	●病院等に入院している被保護者の一般生活費	
介護施設入所者基本生活費	●介護施設に入所している被保護者の一般生活費	
生活扶助 各種加算	妊産婦加算	●妊婦および産後6か月までの妊婦に対する栄養補給に対する加算
	母子加算	●父母の一方若しくは両方が欠けている場合などに加算（父子世帯も対象）
	障害者加算	●身体障害1～3級、障害基礎年金1、2級の障害者の特別な需要に対して加算
	介護施設入所者加算	●介護施設に入所中の教養娯楽等特別な需要に対する加算
	在宅患者加算	●在宅患者の栄養補給等のための特別な需要に対する加算
	放射線障害者加算	●原爆放射能による負傷、疾病等の状態にある者に対する特別な需要に対する加算
	児童養育加算	●中学校修了前までの児童の教養文化的経費等の特別な需要に対する加算
	介護保険料加算	●介護保険の第1号被保険者の介護保険料に対する加算
期末一時扶助	●年末（12月）の特別な需要に対する経費	
一時扶助	●保護開始時、出生、入学準備、入退院等に際して、緊急やむを得ない場合などの経費	

第29回



①生活扶助基準（第1類費）

単位：円（2012年度）

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

②生活扶助基準（第2類費）

単位：円（2012年度）

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上加算	440	440	400	400	360	360

2-63 生活保護制度における保護の種類と範囲に関する次のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 生活扶助の第1類費は世帯の共通の経費であり、第2類費は個人が消費する費用である。⇒× 逆！！
- 2 高等学校の授業料は、教育扶助により給付される。  
⇒× 教育扶助は義務教育のみ。高等学校は盛業扶助で。
- 3 住宅扶助は、原則、現物給付により行われる。  
⇒ × 原則、現金給付。家賃など。ただし、宿所提供施設を利用するなど、現物給付になることがある。
- 4 医療扶助には、転院の際の移送費が含まれている。  
⇒ 原則現物給付だが、現金給付のこともある。タクシー費用など。
- 5 葬祭扶助は、原則、現物給付により行われる。  
⇒ × 原則、現金給付である。

1-67 事例を読んで、生活保護制度における実施責任に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

#### 【事例】

Jさん（64歳、男性）は、Q市内のアパートで一人暮らしをしながら近くのクリーニング店に勤めていましたが、閉店となってしまった。それ以降は特に働きもせず、蓄えもギャンブルに消費してしまい、滞納した家賃の免除と引き換えにアパートを引き払ってしまった。住民票はQ市のままになっている。

Jさんは、隣町のR市内の公園などに寝泊まりしていたが、近くに住む友人の家へ相談に向かっている途中、S県T町の駅の階段で転倒し、救急車でU市内の病院に搬送された。Jさんは左足骨折のため長期の入院が必要になったが、所持金がなく医療費の支払いができないため生活保護の申請を行った。なお、S県T町は、福祉事務所を設置していない。

- 1 Jさんの生活保護の実施機関は、住民票の登録があるQ市である。
- 2 Jさんの生活保護の実施機関は、入院先の病院のあるU市である。
- 3 Jさんの生活保護の実施機関は、転倒した駅の所在地であるT町である。
- 4 Jさんの生活保護の実施機関は、T町を管轄しているS県の福祉事務所である。
- 5 T町長は、急迫した事態に応急的な措置として必要な保護を行わなければならない

1-67 事例を読んで、生活保護制度における実施責任に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

【事例】

Jさん（64歳、男性）は、Q市内のアパートで一人暮らしをしながら近くのクリーニング店に勤めていましたが、閉店となってしまった。それ以降は特に働きもせず、蓄えもギャンブルに消費してしまい、滞納した家賃の免除と引き換えにアパートを引き払ってしまった。住民票はQ市のままになっている。

Jさんは、隣町のR市内の公園などに寝泊まりしていたが、近くに住む友人の家へ相談に向かっている途中、S県T町の駅の階段で転倒し、救急車でU市内の病院に搬送された。Jさんは左足骨折のため長期の入院が必要になったが、所持金がなく医療費の支払いができないため生活保護の申請を行った。なお、S県T町は、福祉事務所を設置していない。

- 1 Jさんの生活保護の実施機関は、住民票の登録があるQ市である。
- 2 Jさんの生活保護の実施機関は、入院先の病院のあるU市である。
- 3 Jさんの生活保護の実施機関は、転倒した駅の所在地であるT町である。
- 4 Jさんの生活保護の実施機関は、T町を管轄しているS県の福祉事務所である。
- 5 T町長は、急迫した事態に急的な措置として必要な保護を行わなければならない。応急保護が行われた現在地の福祉事務所が実施責任を担う。

5を選んでいない人はいますか??

1-68 福祉事務所の組織体系に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県及び市町村は、福祉事務所を設置しなければならない。
- 2 福祉事務所長が自ら兼任できると判断した場合は、指導監督を行う所員（査察指導員）を配置しなくてもよい。
- 3 都道府県福祉事務所は、福祉六法の事務をつかさどる。
- 4 福祉事務所の所員の定数は社会福祉法に規定されている。
- 5 現業員は、査察指導員の指揮監督を受けて、援護等を要する者の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。



## 保護の機関

第31回、第29回、27回、26回出題

実施機関	<p>●都道府県知事、市長、福祉事務所を設置する町村長は、次の者に対して保護を決定し、実施しなければならない</p> <p>①管理する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者</p> <p>②居住地がないが、明らかでない要保護者で、管理する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの</p> <p>●福祉事務所を設置しない町村長は、急迫時の応急的な保護や、要保護者を発見した場合の実施機関への通報、保護の申請書を受け取った場合に実施機関へ送付などを行う</p>	
	第30回	<p>●都道府県知事または市町村長の指揮監督を受けて、所務を掌理する</p>
	所長	<p>●都道府県知事または市町村長の指揮監督を受けて、所務を掌理する</p>
	第31回	<p>●所長の指揮監督を受けて、現業務の指導監督を行う</p>
	福祉事務所	<p>●所長の指揮監督を受けて、援護を要する者等に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護の必要の有無およびその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を行う</p>
福祉事務所	<p>●都道府県 被保護世帯65世帯/人 (390以下の場合 6人)</p> <p>●市 被保護世帯80世帯/人 (240以下の場合 3人)</p> <p>●町村 被保護世帯80世帯/人 (160以下の場合 2人)</p>	<p>●都道府県 被保護世帯65世帯/人 (390以下の場合 6人)</p> <p>●市 被保護世帯80世帯/人 (240以下の場合 3人)</p> <p>●町村 被保護世帯80世帯/人 (160以下の場合 2人)</p>
現業を行う所員 (社会福祉主事)	<p>●所長の指揮監督を受けて、所の庶務を行う</p>	<p>●所長の指揮監督を受けて、所の庶務を行う</p>
事務員	<p>●保護費、保護施設事務費および委託事務費 国 3/4、地方 (※) 1/4</p> <p>(※)市、福祉事務所設置町村、都道府県 (福祉事務所を設置しない町村分)</p> <p>●都道府県は、居住地がないが、または明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費および委託事務費の 1/4 を負担</p>	<p>●保護費、保護施設事務費および委託事務費 国 3/4、地方 (※) 1/4</p> <p>(※)市、福祉事務所設置町村、都道府県 (福祉事務所を設置しない町村分)</p> <p>●都道府県は、居住地がないが、または明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費および委託事務費の 1/4 を負担</p>
費用負担		

1-68 福祉事務所の組織体系に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 都道府県及び市町村は、福祉事務所を設置しなければならない。  
⇒都道府県と市は義務設置、町村は任意設置。
- 福祉事務所長が自ら兼任できると判断した場合は、指導監督を行う所員（査察指導員）を配置しなくてもよい。→社会福祉法 第15条
- 都道府県福祉事務所は、福祉六法の事務をつかさどる。×  
⇒福祉六法を担当するのは市町村福祉事務所。  
都道府県福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法。  
六法⇒上記3つ+知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法。
- 福祉事務所の所員の定数は×社会福祉法に規定されている。  
⇒○ 条例 ※現業員の標準数は社会福祉法に規定
- 現業員は、×査察指導員の指揮監督を受けて、援護等を要する者の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。→○福祉事務所長の指導監督  
※ 指導監督と指揮監督！！



1-69 低所得者対策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。
- 2 生活福祉資金貸付制度の対象世帯の一つである障害者世帯とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳の交付を受けた者が属する世帯である。
- 3 社会福祉法に規定されている「無料低額宿泊事業」や「無料低額診療事業」は、いずれも第一種社会福祉事業である。
- 4 ホームレスの支援等に関する特別措置法に規定するホームレスの自立の支援に関する基本方針は、厚生労働大臣が全国調査を踏まえて策定する。
- 5 公営住宅は、公営住宅法に基づき、地方公共団体が供給を行う賃貸住宅であるが、その対象者は収入が一定額以下の高齢者である。

## 子どもの貧困

平成20年頃から社会問題化

子どもの貧困率⇒17歳以下の子どものうち、その等価可処分所得(収入から税金、社会保険料を引いた手取り収入を世帯人員数の平方根で割って算出)が貧困線に満たない子どもの占める割合【2018年 14.0%】

### 貧困の世代間連鎖

H25 子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策推進法)

⇒令和元年改正

H26 子供の貧困対策に関する大綱(子供の貧困対策大綱)⇒令和元年見直し



## 重点施策

①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、  
④経済的支援、⑤調査研究・施策の推進体制等の幅広い領域に  
わたり多数の支援

～子育て・貧困は家庭のみの責任ではなく  
地域・社会全体の課題である～

地域子供の未来応援交付金(国が地方公共団体を支援)

内閣府主導の「子供の未来応援国民運動」  
(子供の未来応援基金 総額約2億)

1-69 低所得者対策に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。  
⇒子どもの貧困対策の推進に関する法律第1条 2014年1月施行⇒2021年改正
- 2 生活福祉資金貸付制度の対象世帯の一つである障害者世帯とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳の×**交付を受けた者**が属する世帯である。  
⇒障害者総合支援法のサービス利用者など、「障害者と同等と認められる人の世帯」も含む。
- 3 社会福祉法に規定されている「無料低額宿泊事業」や「無料低額診療事業」は、いずれも×**第一種**社会福祉事業である。→**第二種**
- 4 ホームレスの支援等に関する特別措置法に規定するホームレスの自立の支援に関する基本方針は、×**厚生労働大臣**が全国調査を踏まえて策定する。  
⇒○**厚生労働大臣及び国土交通大臣**
- 5 公営住宅は、公営住宅法に基づき、地方公共団体が供給を行う賃貸住宅であるが、その対象者は収入が一定額以下の×**高齢者**である。→高齢者に限定していない。

Q 生活福祉資金貸付制度における生活福祉資金について、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 生活福祉資金の実施主体は、市町村である。
- ② 緊急小口資金の貸し付けにあたっては、原則として生活保護受給者等就労自立促進事業の利用を要件とする。
- ③ 教育支援資金は、保証人を立てないと貸し付けを受けることができない。
- ④ 生活福祉資金の貸し付けを、同一世帯で複数重複して受けることはできない。
- ⑤ 生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とする。

## 生活福祉資金貸付制度

34回、26回で出題



生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

実施主体	● 都道府県社会福祉協議会（窓口業務などは市町村社会福祉協議会で実施）		★
申込方法	● 「市区町村社会福祉協議会」→「都道府県社会福祉協議会」(貸付決定)		
貸付対象者	低所得世帯	● 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）	
	障害者世帯	● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者などの属する世帯	
	高齢者世帯	● 65歳以上の高齢者の属する世帯	

注：貸付にあたっては、原則として、連帯保証人を立てることが必要である。2009（平成21）年10月から、連帯保証人を立てない場合も借入申込をすることができるようになった（貸付利率の利率は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%）。

## ▶ 貸付の種類

資金の種類		貸付限度額	貸付利率
総合支援資金	生活支援費	●生活再建までの間に必要な生活費	(単身)月15万円以内 (2人以上)月20万円以下 貸付期間12月以内
	住宅入居費	●敷金・礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
	一時生活再建費	●生活を再建するために一時的に必要な費用など	60万円以内
福祉資金	福祉費	●生業を営むための費用、技能習得に必要な費用、障害者用自動車の購入費用など	580万円以内
	緊急小口資金	●緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内
教育支援資金	教育支援費	●低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (大学)月6.5万円以内
	就学支度金	●入学に際し必要な経費	50万円以内
不動産担保型生活資金	(一般世帯向け)	●「低所得」の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の70%程度
	(要保護世帯向け)	●「要保護」の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の70%程度

注：同一世帯に対して、複数の資金を同時に貸し付けることができる。貸付金を償還期限までに返却しなかった場合延滞利率を付して返済しなければならない。

Q 生活福祉資金貸付制度における生活福祉資金について、正しいものを1つ選びなさい。 ⇒○都道府県社会福祉協議会

① 生活福祉資金の実施主体は、×市町村である。

②緊急小口資金の貸し付けにあたっては、原則として×生活保護受給者等就労自立促進事業の利用を要件とする。総合支援資金も。

⇒○生活困窮者自立相談支援事業

③教育支援資金は、保証人を立てないと貸し付けを受けることができない。⇒○できる。修学者の生計中心者が連帯借受人になる。

④生活福祉資金の貸し付けを、同一世帯で複数重複して受けることはできない。⇒○できる。

⑤生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とする。

2-64 事例を読んで、Fさんの世帯についての生活保護の受給等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

Fさん（46歳、男性）と長女のG子（16歳、高校2年）、長男のH男（14歳、中学2年）、次男のJ君（7歳、小学1年）は4人で暮らしている。Fさんは昨年妻と死別し、ひとり親家庭となった。現在、Fさんは体調が思わしくないので仕事をしていない。そのため、生活保護を受給している。G子は公立高校に通っており、スーパーで週2日アルバイトをしている。

- 1 Fさんは児童扶養手当を受給でき、手当の額は収入認定される。
- 2 Fさんが受給できる児童手当の額は2万円である。
- 3 G子のアルバイト料は、収入として申告しなくてもよい。
- 4 最低生活費の計算では、3人分の教育扶助費が加算される。
- 5 父子家庭であるので、最低生活費の計算に生活扶助の母子加算は加算されない。

社会手当

児童の科目で第24回、第26回  
社会保障で第30回

根拠法	児童手当法 (昭和46年公布)	児童扶養手当法 (昭和36年公布)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年公布)		
名称	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
支給要件児童等	● 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	● 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児は20歳未満）	● 20歳未満で精神または身体に障害を有する児童	● 精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の者	● 精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者
支給要件	「父母等に支給」 ● 支給要件児童を監護し、かつ児童と生計を同じくする父または母等（未成年後見人がある場合は未成年後見人）  「施設等設置者に支給」 ● 児童養護施設、障害児入所施設、里親などに委託されているとき	「父母に支給」 ● 父母が離婚、父または母の死亡、障害、DV保護命令を受けたときなど  「養育者に支給」 ● 上記に該当する場合で、父または母以外の者が児童を養育するとき	「父母に支給」 ● 障害児の父もしくは母がその障害児を監護するとき  「養育者に支給」 ● 障害児の父母以外の者がその障害児を養育するとき	「本人に支給」	「本人に支給」
手当月額 (平成29年4月現在)	● 3歳未満 15,000円 ● 3歳～小学校修了前 第1・2字10,000円、第3字以降15,000円 ● 中学生 10,000円 ● 所得制限以上 5,000円	全部支給 42,290円 第2字 最大9,990円加算 第3字以降 最大5,990円加算 一部支給 42,280円～9,980円	● 1級 51,450円 ● 2級 34,270円	14,580円	26,810円
支給制限	住所	● 児童が日本国内に住所がないときは支給しない			
	支給調整	● 公的年金が児童扶養手当額より低い場合は差額を支給する	● 同一の支給事由で他の公的年金を受給できるときは支給しない		
	施設入所	● 施設等設置者に支給	● 児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）に入所しているときは支給しない		● 施設入所、3か月を超えて入院しているときは支給しない
所得制限	● 所得制限額を超える者は、自分の間、特例給付を行う				
費用負担	● 所得が一定の額以上であるときは支給しない				
	● 国2/3、地方1/3 ● 被用者（3歳未満）は事業主負担あり	● 国1/3 ● 地方2/3	● 国1/1	● 国3/4 ● 地方1/4	

**2-64** Fさん（46歳、男性）と長女のG子（16歳、高校2年）、長男のH男（14歳、中学2年）、次男のJ君（7歳、小学1年）は4人で暮らしている。Fさんは昨年妻と死別し、**ひとり親家庭**となった。現在、Fさんは体調が思わしくないので仕事をしていない。そのため、**生活保護**を受給している。G子は公立高校に通っており、スーパーで週2日アルバイトをしている。

- 1 Fさんは**児童扶養手当**を受給でき、手当の額は収入認定される。  
→（18歳に達する日の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）⇒ひとり親世帯の子どもの家庭生活の安定、自立の促進が目的。3人が該当。（加算制）
- 2 Fさんが受給できる**児童手当**の額は×2万円である。  
⇒（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）  
⇒H男（中学生 1万円）とJ君（小学生の第3子）⇒2万5千円  
0～3才未満 1万5千円／3才～小学校修了前 1万（第1子・第2子）1万5千円（第3子以降）／  
中学生 1万円／所得制限世帯（年収約960万円以上） 5千円／R4.10～世帯主年収1200万円以上は特例給付から除外。
- 3 G子のアルバイト料は、収入として申告しなくてもよい。  
⇒×生保法第61条 収入、支出、整形の状況に変動があったときは、保護の実施機関または福祉事務所長に届けなければならない。
- 4 最低生活費の計算では、×3人分の教育扶助費が加算される。→義務教育は小中学校の2人
- 5 父子家庭であるので、最低生活費の計算に生活扶助の**母子加算は加算されない**。×  
⇒名称は母子加算だが、生保のひとり親家庭ならば支給される。

2-65 事例を読んで、Kさんが入所した保護施設の種類として、適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

Kさん（45歳、男性）は、軽い精神疾患があるため、これまで生活保護を受給しながら公営住宅で一人暮らしをしていた。しかし、Kさんは最近になって病状が進み、日常生活を営むことが困難になってきたので、生活扶助を行うことを目的としている施設に入所することにした。

- 1 救護施設
- 2 更生施設
- 3 医療保護施設
- 4 授産施設
- 5 宿所提供施設



## ▶ 保護施設

保護施設は5種類

第34回、第25回で出題

救護施設が最も多い

種別	施設種類	概要	施設数
第1種 社会福祉事業	1 救護施設	● 身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設 ● 救護施設は、自立支援の観点から、保護施設退所者を対象に、通所による生活指導・指導訓練等と居宅等への訪問による生活指導等の事業も行うものとされている	185
	2 更生施設	● 身体上または精神上の理由により養護および生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	19
	3 授産施設	● 身体上もしくは精神上の理由または世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の修得のために必要な機会および便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設	18
	4 宿所提供施設	● 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設	11
第2種	5 医療保護施設	● 医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設	59

資料：厚生労働省「平成27年社会福祉施設等調査の概況」

保護施設を設置できるのは、都道府県、市町村、地方独立行政法人、  
社会福祉法人、日本赤十字社

2-65 事例を読んで、Kさんが入所した保護施設の種類として、適切なものを1つ選びなさい。

## 【事例】

Kさん（45歳、男性）は、軽い精神疾患があるため、これまで生活保護を受給しながら公営住宅で一人暮らしをしていた。しかし、Kさんは最近になって病状が進み、日常生活を営むことが困難になってきたので、生活扶助を行うことを目的としている施設に入所することにした。

- 1 救護施設 ⇒ 身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。
- 2 更生施設 ⇒ 身体上または精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助や自立と社会参加に必要な生活指導を行う。
- 3 医療保護施設 ⇒ 医療扶助を行う
- 4 授産施設 ⇒ 身体上または精神上の理由または世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。（生業扶助）
- 5 宿所提供施設 ⇒ 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。



2-66 福祉事務所にに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 福祉事務所に置かれる社会福祉士主事は、18歳以上の者でなければならない。
- 2 生活保護の指導監督を行う所員（査察指導員）は、都道府県知事又は市町村の指揮監督を受けて福祉事務所の所務を拳理する。
- 3 生活保護の現業を行う所員（地区担当員）は、保護の開始、変更、停止、廃止、被保護者への指導又は指示に関する権限を委任されている。
- 4 生活保護の指導監督を行う所員（査察指導員）は、生活保護業務における管理的機能と現業を行う所員（地区担当員）に対する教育的機能と支持的機能を果たすことが求められている。
- 5 都道府県及び市町村は、福祉事務所を設置しなければならない。



## 保護の機関

第31回、第29回、27回、26回出題

実施機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県知事、市長、福祉事務所を設置する町村長は、次の者に対して保護を決定し、実施しなければならない             <ul style="list-style-type: none"> <li>①管理する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者</li> <li>②居住地がないが、明らかでない要保護者で、管理する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの</li> </ul> </li> <li>●福祉事務所を設置しない町村長は、急迫時の応急的な保護や、要保護者を発見した場合の実施機関への通報、保護の申請書を受け取った場合に実施機関へ送付などを行う</li> </ul>
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県知事または市町村長の指揮監督を受けて、所務を掌理する</li> <li>●所長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督を行う</li> <li>●所長の指揮監督を受けて、援護を要する者等に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護の必要の有無およびその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を行う</li> </ul>
所員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県 被保護世帯65世帯/人（390以下の場合 6人）</li> <li>●市 被保護世帯80世帯/人（240以下の場合 3人）</li> <li>●町村 被保護世帯80世帯/人（160以下の場合 2人）</li> </ul>
事務員	●所長の指揮監督を受けて、所の庶務を行う
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護費、保護施設事務費および委託事務費 国3/4、地方（※）1/4</li> <li>（※）市、福祉事務所設置町村、都道府県（福祉事務所を設置しない町村分）</li> <li>●都道府県は、居住地がないが、または明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費および委託事務費の1/4を負担</li> </ul>

第30回



第31回

2-66 福祉事務所に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 福祉事務所に置かれる**社会福祉士主事**は、**18歳以上×**の者でなければならない。  
⇒【20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある者】と社会福祉法に規定。
- 2 生活保護の指導監督を行う所員（査察指導員）は、**都道府県知事又は市町村の指揮監督**を受けて福祉事務所の所務を拳理する。⇒福祉事務所長の説明。
- 3 生活保護の現業を行う所員（地区担当員）は、保護の開始、変更、停止、廃止、被保護者への指導又は指示に関する**権限を委任されている**。⇒福祉事務所長の説明。
- 4 生活保護の指導監督を行う所員（査察指導員）は、生活保護業務における**管理的機能**と現業を行う所員（地区担当員）に対する**教育的機能**と**支持的機能**を果たすことが求められている。  
⇒スーパーバイザーとしての役割
- 5 都道府県及び市×町村は、福祉事務所を設置しなければならない。  
社会福祉法第14条：  
都道府県及び市は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない（義務設置）  
町村は、設置することができる。（任意設置）

2-67 生活保護の実施体制に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 厚生労働大臣は、生活保護法に基づき、国及び国以外が開設した医療機関について指定と取消、又は期間を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力を停止する権限を有する。
- 2 国は、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費、委託事務費の2分の1を負担しなければならない。
- 3 生活保護基準を定める権限は、都道府県知事が有する。
- 4 民生委員は、生活保護法の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力する者とする。
- 5 生活保護法では、都道府県知事及び福祉事務所を管理する市町村長が保護を決定し実施することとしている。

2-67 生活保護の実施体制に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 厚生労働大臣は、生活保護法に基づき、○国及び×国以外が開設した医療機関について指定と取消、又は期間を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力を停止する権限を有する。  
⇒国以外が開設した医療機関の権限は、都道府県知事にある。
- 2 国は、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費、委託事務費の×2分の1を負担しなければならない。→国は4分の3を負担する。残り4分の1は、都道府県や市町村。
- 3 生活保護基準を定める権限は、×都道府県知事が有する。→○厚生労働大臣が定める。
- 4 民生委員は、生活保護法の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力する者とする。→生活保護法第22条に規定。  
歴史的に「補助機関」だったからひっかけ問題です。
- 5 生活保護法では、都道府県知事及び福祉事務所を管理する×市町村長が保護を決定し実施することとしている。  
→都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護を決定し実施する。

表4-2 生活保護制度の費用負担区分

経費	居住地区分	国	都道府県 または 指定都市 ・中核市	市町村 または 事業者
保護費 (施設事務 費および 委託事務 費を含む)	市または福祉事務所を設置している町 村内居住者	$\frac{3}{4}$	—	$\frac{1}{4}$
	福祉事務所を設置していない町村内居 住者	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	—
	指定都市・中核市内居住者	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	—
	居住地の明らかでない者	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	—
保護施設 設備費	社会福祉法人立または日本赤十字立	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
就労自立給 付金・進学 準備給付金	福祉事務所の所管区域内に居住地を有 する被保護者	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$ または	$\frac{1}{4}$
被保護者就 労支援事業	都道府県支弁費用	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	—
	市町村支弁費用	$\frac{3}{4}$	—	$\frac{1}{4}$

注：なお、生活保護費予算のうち保護費については、その事業の本質にかんがみ予算執行上、財政法第35条第3項ただし書による予備費使用の特例が認められている。

## <生保の費用負担>

国の負担割合を覚えておこう！  
保護施設設備費は2分の1  
それ以外は4分の3。

だって、公的扶助の責任は  
国にあるから！！

**2 生活保護に関する費用**

生活保護に関する費用は、大きく分けると次のようになっている。

**①保護費（保護の実施に要する費用）**

被保護者に対する給付に必要な費用で、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の各扶助費として支給される額をいう。

**②保護施設事務費**

被保護者が保護施設に入所した場合に、当該施設に対して支出される経費であり、当該施設運営に必要な事務費として支払われている。この保護施設事務費は、被保護者本人に支給される保護金品とは異なり、主として施設従事職員の人件費や運営管理費などを賄うものとなっており、入所している被保護者の処遇に係る間接的な保護の内容となっている。

**③委託事務費**

生活扶助の方法として、被保護者を保護施設以外の施設や私人の家庭に委託して保護した場合に支払われる事務費である。

**④保護施設の施設整備費、設備整備費**

保護施設を新設する場合に必要な経費のほか、施設の改築や拡張、修繕費、器具などの施設および設備の整備に必要な費用である。

**⑤就労自立給付金・進学準備給付金の支給に要する費用**

就労自立給付金は、被保護者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたことその他事由により保護を必要としなくなった者に対して支給される。進学準備給付金は、大学等に進学した場合の新生活立ち上げのための費用として一時金が給付される。

**⑥被保護者就労支援事業の実施に要する費用**

保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行う事業を実施するが、そ

# 生保の費用の説明

の際の費用である。

**①法の施行に伴い必要な地方公共団体の人件費**

生活保護の決定実施にあたる都道府県、指定都市、中核市本庁の関係職員および福祉事務所の職員の給与やその他の手当のことをいう。保護の実施機関に対して協力義務を果たす町村長のもとで関係事務に従事する職員の人件費も、ここに含まれる。

**②法の施行に伴い必要なその他の行政事務費**

生活保護の決定実施にあたる実施機関の職員の活動旅費、事務に必要な消耗品、通信運搬費および福祉事務所嘱託医手当などが中心となるが、都道府県、指定都市本庁職員による指導監督に伴う経費も含まれる。

表4-3 国の予算と生活保護費（当初予算）の年次推移

（単位：億円）

年度	昭40	50	60	平7	17	27	28	29	30	令和	2
一般会計予算A	36,581	212,888	524,996	709,871	821,829	963,420	967,218	974,547	977,128	1,004,571	1,026,580
一般歳出予算B	29,199	158,408	325,854	421,417	472,829	573,555	578,286	583,591	588,958	619,639	634,972
社会保障関係費C	5,184	39,282	95,740	139,244	203,406	315,297	319,738	324,735	329,732	340,593	358,121
厚生労働省予算D	4,787	39,067	95,028	140,115	208,178	299,146	303,110	306,873	311,262	320,358	330,366
生活保護費E	1,059	5,347	10,815	10,532	19,230	28,042	29,117	29,211	29,046	28,917	28,640
対一般会計予算比 (E/A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
対一般歳出予算比 (E/B)	2.9	2.5	2.1	1.5	2.3	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	2.8
対社会保障関係予算比 (E/C)	20.4	13.6	11.3	7.6	9.4	9.2	9.1	9.0	8.8	8.5	8.0
対厚生労働省予算比 (E/D)	22.1	13.7	11.4	7.5	9.2	9.7	9.6	9.5	9.3	9.0	8.7

出典：生活保護制度研究会編『生活保護のてびき 令和2年度版』第一法規、p. 50、2020。E一部改定

国の予算における生活保護費の割合は、意外に国民が思っているより低いです。

額面的には、医療扶助が最もかかっています。扶助人員、扶助世帯数とは順位が異なるので注意！

図4-8 2020（令和2）年度保護費予算額（監査および施設に要する経費等を除く）



出典：生活保護制度研究会編『生活保護のてびき 令和2年度版』第一法規、p. 51、2020。

## 生活困窮者自立支援制度の負担割合問題

Q 生活困窮者自立支援事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- ① 生活困窮者とは、理由を問わず、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなって半年が経過した者をいう。
- ② 認定就労訓練事業の対象者は、就労準備支援事業を利用しても一般就労への移行が出来ない者等を想定している。
- ③ 住宅確保給付金の支給や家計改善支援事業は、国がその4分の3を負担している。
- ④ 貧困の連鎖を防止するための子どもの学習・生活支援事業は、国が費用の2分の1を負担している。
- ⑤ 就労準備支援事業は、原則、実施期間を1年以内としているが、国の費用負担は4分の3である。

## 生活困窮者自立支援制度の負担割合問題

Q 生活困窮者自立支援事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- ① 生活困窮者とは、理由を問わず、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持 **×できなくなって半年が経過した者**をいう。⇒**法3条 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者**
- ② 認定就労訓練事業の対象者は、就労準備支援事業を利用しても一般就労への移行が出来ない者等を想定している。
- ③ 住宅確保給付金の支給や家計改善支援事業は、国がその4分の3を負担している。
- ④ 貧困の連鎖を防止するための子どもの学習・生活支援事業は、国が費用の **×4分の1**を負担している。  
⇒**○2分の1**
- ⑤ 就労準備支援事業は、原則、実施期間を1年以内としているが、国の費用負担は **×4分の3**である。  
⇒**○3分の2**



## 生活困窮者自立支援制度の負担割合

### □ 必須事業

- ・自立相談支援事業(国費4分の3)
- ・住居確保給付金(国費4分の3)

### □ 努力義務(任意事業の中でも、という意味。必須じゃない。)

- ・就労準備支援事業(国費3分の2)
- ・家計改善支援事業

(国費2分の1:2018年の改正で、就労準備支援事業と併せて効果的・効率的に行われている一定の場合は、3分の2へ引き上げ。)

### □ 任意事業

- ・一時生活支援事業(国費3分の2)
- ・子どもの学習・生活支援事業(国費2分の1)

## ホームレス対策

Q ホームレスに関する次の記述のうち、間違っているものを全て選びなさい。

- ① ホームレスの定義は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、働かず収入のない者をいう。
- ② 厚生労働大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定しなければならない。
- ③ 都道府県は、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。
- ④ 令和4年のホームレスに関する実態調査によれば、ホームレスの起居場所で最も多いのは駅舎である。
- ⑤ 令和3年のホームレスに関する実態調査によれば、ホームレスの9割は収入が全くない。



Q ホームレスに関する次の記述のうち、間違っているものを全て選びなさい。

- ① ホームレスの定義は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、**×働かず収入のない者**をいう。  
⇒○日常生活を営んでいる者
- ② **×厚生労働大臣**は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定しなければならない。⇒○**厚生労働大臣及び国土交通大臣**は、
- ③ **×都道府県**は、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。  
⇒○**国**は、
- ④ 令和4年のホームレスに関する実態調査によれば、ホームレスの起居場所で最も多いのは**×駅舎**である。  
⇒○ **都市公園25%、河川24%、道路21%、駅舎6%、その他**
- ⑤ 令和3年のホームレスに関する実態調査によれば、ホームレスの**×9割は収入が全くない**。⇒**49%が収入あり**。

1-63 日本の低所得者対策の歴史的展開に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 1874(M7)年施行の恤救規則における無告の窮民とは、障害者、65歳以上の高齢者、単身の疾病者、単身の13歳以下の年少者である。
- ② 1929(S4)年制定の救護法による扶助の種類は、生活・医療・生業の3種であった。
- ③ 1946(S21)年の社会救済に関する覚書(SCAPIN775)には、無差別平等、公私分離、最低生活保障の原則が盛り込まれていた。
- ④ 1946(S21)年の旧生活保護法には、保護請求権や不服申し立てに関する規定がされていなかった。
- ⑤ 福祉事務所は、現行生活保護法(1950(S25)年)以前に誕生した。

1-63 日本の低所得者対策の歴史的展開に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

① 1874(M7)年施行の恤救規則における無告の窮民とは、障害者、65歳以上の高齢者、単身の疾病者、単身の13歳以下の年少者である。

⇒○70歳以上で働けない者

② 1929(S4)年制定の救護法による扶助の種類は、生活・医療・生業の3種であった。⇒助産扶助を加えて4つ！！

③ 1946(S21)年の社会救济に関する覚書(SCAPIN775)には、無差別平等、公私分離、最低生活保障の原則が盛り込まれていた。

⇒○国家責任、必要な救済費用に制限を加えない、の2つも。

④ 1946(S21)年の旧生活保護法には、保護請求権や不服申し立てに関する規定がされていなかった。

⑤ 福祉事務所は、現行生活保護法(1950(S25)年)以前に誕生した。  
福祉事務所は社会福祉事業法(1951(S26))で誕生。

⇒○以後

## 行政不服申し立て(審査請求前置主義)

Q 生活保護における審査請求(不服申し立て)に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

① 審査請求は、処分のあったことを知った日を含めて3か月以内にしなければならない。

② 生活保護の場合、審査請求の裁決を経ることなく処分取消の行政訴訟を起こすことができる。

③ 審査長は審査請求のあった日から70日以内に採決を行わなければならない。

④ 審査請求は、福祉事務所が受け取り、厚生労働省に送付する。

⑤ 裁決に不服のある者は、採決があったことを知った日の翌日から15日以内に再審査請求を行うことができる。

## 行政不服申し立て(審査請求前置主義)

Q 生活保護における審査請求(不服申し立て)に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

① 審査請求は、処分のあったことを知った日を含めて3か月以内にしなければならない。  
⇒○知った日の翌日から

② 生活保護の場合、審査請求の裁決を経ることなく処分取消の行政訴訟を起こすことができる。  
⇒○採決を経た後 生保法69条

③ 審査長は審査請求のあった日から70日以内に採決を行わなければならない。

④ 審査請求は、福祉事務所が受け取り、厚生労働省に送付する。  
⇒○都道府県知事に

⑤ 裁決に不服のある者は、採決があったことを知った日の翌日から15日以内に再審査請求を行うことができる。

⇒○1か月以内に

図4-7 生活保護制度における不服申し立ての手順

